

公示番号	内 共 第 1 号												
免 許 の 内 容 と る べ き 事 項	<p>1 漁業の種類、漁業の名称及び漁業の時期</p> <table border="1" data-bbox="331 257 1437 477"> <thead> <tr> <th>漁業の種類</th> <th>漁業の名称</th> <th>漁業の時期</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="4">第5種共同漁業</td> <td>あゆ漁業</td> <td>4月1日から 翌年2月末日まで</td> </tr> <tr> <td>うなぎ漁業</td> <td>1月1日から 12月31日まで</td> </tr> <tr> <td>やまめ漁業 (さくらます)</td> <td>1月1日から 12月31日まで</td> </tr> <tr> <td>いわな漁業</td> <td>1月1日から 12月31日まで</td> </tr> </tbody> </table> <p>2 漁場の位置 加賀市地先</p> <p>3 漁場の区域</p> <p>次の基点第1号・ア、基点第2号・イの両直線間の大聖寺川本流（旧大聖寺川を含む。）並びに熊坂川、三谷川及び風谷川の全部の区域、基点第83号の1と基点第83号の2とを結ぶ直線から上流の大内谷川の本流及び支流の区域、基点第84号の1と基点第84号の2とを結ぶ直線から上流のダケノ谷川の本流及び支流の区域、大聖寺川本流との合流点から600メートル上流のアゾ谷川の本流及び支流の区域、基点第85号の1と基点第85号の2とを結ぶ直線から上流の南谷川の本流及び支流の区域、大聖寺川本流との合流点から450メートル上流のオソゲ谷川の本流及び支流の区域並びに基点第86号の1と基点第86号の2とを結ぶ直線から上流の大聖寺川本流及び支流の区域。ただし、千束川については千束滝から1,500メートル以上上流、女郎谷川については千束川との合流点から1,000メートル以上上流及び杉の水川については基点第77号と基点第78号とを結んだ直線から上流の区域を除く。</p> <p>基点第1号 加賀市塩屋町へ4番地の1（大聖寺川塩屋橋左岸）に設置した標柱 ア 基点第1号から20度05分の線と対岸との交差点 基点第2号 加賀市山中温泉我谷町イ5番地（我谷ダム堤防左岸）に設置した標柱 イ 基点第2号から68度30分の線と対岸との交差点 基点第77号 加賀市山中温泉杉の水町ハ66番地（村上橋右岸下流端）に設置した標柱 基点第78号 加賀市山中温泉杉の水町ハ65番地（村上橋左岸下流端）に設置した標柱 基点第83号の1 加賀市山中温泉大内町リ6-乙、7-乙合併（大内谷川と東ミス滝谷川との合流点の大内谷川右岸）に設置した標柱 基点第83号の2 加賀市山中温泉大内町ニ16-2番地（大内谷川と東ミス滝谷川との合流点の大内谷川左岸）に設置した標柱 基点第84号の1 加賀市山中温泉我谷町ハ4-乙1番地（ダケノ谷川右岸）に設置した標柱 基点第84号の2 加賀市山中温泉我谷町ハ2-乙2番地（ダケノ谷川左岸）に設置した標柱 基点第85号の1 加賀市山中温泉片谷町ロ6-30番地（南谷川右岸）に設置した標柱 基点第85号の2 加賀市山中温泉片谷町ロ5-70番地（南谷川左岸）に設置した標柱 基点第86号の1 加賀市山中温泉小杉町イ4-9番地（大聖寺川右岸）に設置した標柱 基点第86号の2 加賀市山中温泉小杉町ハ1-2番地（大聖寺川左岸）に設置した標柱</p>	漁業の種類	漁業の名称	漁業の時期	第5種共同漁業	あゆ漁業	4月1日から 翌年2月末日まで	うなぎ漁業	1月1日から 12月31日まで	やまめ漁業 (さくらます)	1月1日から 12月31日まで	いわな漁業	1月1日から 12月31日まで
	漁業の種類	漁業の名称	漁業の時期										
第5種共同漁業	あゆ漁業	4月1日から 翌年2月末日まで											
	うなぎ漁業	1月1日から 12月31日まで											
	やまめ漁業 (さくらます)	1月1日から 12月31日まで											
	いわな漁業	1月1日から 12月31日まで											
関係地区	加賀市												
存続期間	平成25年1月1日から平成34年12月31日まで												

公示番号	内 共 第 2 号		
免許の内容たるべき事項	1 漁業の種類、漁業の名称及び漁業の時期		
	漁業の種類	漁業の名称	
	第5種共同漁業	こい漁業	1月1日から 12月31日まで
		ふな漁業	1月1日から 12月31日まで
うなぎ漁業		1月1日から 12月31日まで	
2 漁場の位置 加賀市地先			
3 漁場の区域 次の基点第7号・ア、基点第52号・イの両直線間の柴山潟及び新堀川の区域、基点第5号・ウの直線から下流の動橋川の区域並びに基点第53号・エの直線から下流の八日市川の区域。ただし、私有地上の水面を除く。 基点第7号 加賀市柴山町コの部18番地（柴山潟締切り堤防北端）に設置した標柱 ア 基点第7号から28度00分の線と対岸との交差点 基点第52号 加賀市伊切町乙の部40番地（新堀川汐見橋上流端右岸）に設置した標柱 イ 基点第52号から223度30分の線と対岸との交差点 基点第5号 加賀市動橋町口の75番地（動橋川動橋大橋下流端左岸）に設置した標柱 ウ 基点第5号から28度33分の線と対岸との交差点 基点第53号 加賀市合河町ホの部132番地1地先（八日市川猫橋下流端右岸）に設置した標柱 エ 基点第53号から286度00分の線と対岸との交差点			
関係地区	加賀市及び小松市		
存続期間	平成25年1月1日から平成34年12月31日まで		

公示番号	内 共 第 3 号		
免許の内容たるべき事項	1 漁業の種類、漁業の名称及び漁業の時期		
	漁業の種類	漁業の名称	
	第5種共同漁業	あゆ漁業	4月1日から 翌年2月末日まで
		こい漁業	1月1日から 12月31日まで
		ふな漁業	1月1日から 12月31日まで
		うなぎ漁業	1月1日から 12月31日まで
		やまめ漁業 (さくらます)	1月1日から 12月31日まで
		いwana漁業	1月1日から 12月31日まで
		ぬまちちぶ漁業	1月1日から 12月31日まで
		てながえび漁業	1月1日から 12月31日まで
かじか漁業	1月1日から 12月31日まで		
2 漁場の位置 加賀市及び小松市地先			
3 漁場の区域 次の基点第5号・アの直線から上流の動橋川本流の区域並びに那谷川、宇谷川及び四十九院川の区域 基点第5号 加賀市動橋町口の75番地（動橋川動橋大橋下流左岸）に設置した標柱 ア 基点第5号から28度33分の線と対岸との交差点			
関係地区	加賀市及び小松市		
存続期間	平成25年1月1日から平成34年12月31日まで		

公示番号	内 共 第 4 号										
免許の内容たるべき事項	<p>1 漁業の種類、漁業の名称及び漁業の時期</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>漁業の種類</th> <th>漁業の名称</th> <th>漁業の時期</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="3">第5種共同漁業</td> <td>あゆ漁業</td> <td>4月1日から翌年2月末日まで</td> </tr> <tr> <td>やまめ漁業</td> <td>1月1日から12月31日まで</td> </tr> <tr> <td>いわな漁業</td> <td>1月1日から12月31日まで</td> </tr> </tbody> </table> <p>2 漁場の位置 小松市地先</p> <p>3 漁場の区域 次の基点第44号・ア、基点第44号の1・イの両直線間の梯川本流、梯川支流及び倉谷川の区域並びに基点第44号の2・ウの直線から上流の梯川本流及び支流の区域 基点第44号 小松市大野町イ18番地（梯川大野えん堤左岸）に設置した標柱 ア 基点第44号から164度00分の線と対岸との交差点 基点第44号の1 小松市赤瀬町辛の部22番地に設置した標柱 イ 基点第44号の1から68度00分の線と対岸との交差点 基点第44号の2 小松市大杉町丑の部66番地に設置した標柱 ウ 基点第44号の2から45度00分の線と対岸との交差点</p>	漁業の種類	漁業の名称	漁業の時期	第5種共同漁業	あゆ漁業	4月1日から翌年2月末日まで	やまめ漁業	1月1日から12月31日まで	いわな漁業	1月1日から12月31日まで
	漁業の種類	漁業の名称	漁業の時期								
第5種共同漁業	あゆ漁業	4月1日から翌年2月末日まで									
	やまめ漁業	1月1日から12月31日まで									
	いわな漁業	1月1日から12月31日まで									
関係地区	小松市										
存続期間	平成25年1月1日から平成34年12月31日まで										

公示番号	内 共 第 5 号										
免許の内容たるべき事項	<p>1 漁業の種類、漁業の名称及び漁業の時期</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>漁業の種類</th> <th>漁業の名称</th> <th>漁業の時期</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="3">第5種共同漁業</td> <td>あゆ漁業</td> <td>4月1日から翌年2月末日まで</td> </tr> <tr> <td>やまめ漁業 (さくらます)</td> <td>1月1日から12月31日まで</td> </tr> <tr> <td>いわな漁業</td> <td>1月1日から12月31日まで</td> </tr> </tbody> </table> <p>2 漁場の位置 白山市、能美市及び小松市地先</p> <p>3 漁場の区域 次の基点第12号の1と基点第12号の2とを結ぶ直線から基点第13号・アの両直線間の手取川本流、和佐谷川、三宮大谷川、白山大谷川、大谷川、江津川及び大倉谷川の区域並びに基点第15号・イの直線から下流の大日川本流、堂川、杖川、コワ谷川、藤谷川、下出合川、上出合川、矢谷川及びアシガ谷川の区域 基点第12号の1 能美郡川北町地内川北大橋下流端右岸に設置した標柱 基点第12号の2 能美郡川北町地内川北大橋下流端左岸に設置した標柱 基点第13号 白山市吉野トの部119の3の1番地（手取川釜清水えん堤右岸）に設置した標柱 ア 基点第13号から213度12分の線と対岸との交差点 基点第15号 白山市阿手町ヲの72番地（大日川阿手えん堤左岸）に設置した標柱 イ 基点第15号から110度48分の線と対岸との交差点</p>	漁業の種類	漁業の名称	漁業の時期	第5種共同漁業	あゆ漁業	4月1日から翌年2月末日まで	やまめ漁業 (さくらます)	1月1日から12月31日まで	いわな漁業	1月1日から12月31日まで
	漁業の種類	漁業の名称	漁業の時期								
第5種共同漁業	あゆ漁業	4月1日から翌年2月末日まで									
	やまめ漁業 (さくらます)	1月1日から12月31日まで									
	いわな漁業	1月1日から12月31日まで									
関係地区	白山市（合併前の石川郡鶴来町、鳥越村、吉野谷村及び河内村に限る。）、能美市（合併前の能郡辰口町に限る。）及び能美郡川北町並びに小松市										
存続期間	平成25年1月1日から平成34年12月31日まで										

公示番号	内 共 第 6 号													
免 許 の 内 容 た る べ き 事 項	1 漁業の種類、漁業の名称及び漁業の時期													
	<table border="1"> <thead> <tr> <th>漁業の種類</th> <th>漁業の名称</th> <th colspan="2">漁業の時期</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">第5種共同漁業</td> <td>やまめ漁業</td> <td>1月1日から</td> <td>12月31日まで</td> </tr> <tr> <td>いwana漁業</td> <td>1月1日から</td> <td>12月31日まで</td> </tr> </tbody> </table>			漁業の種類	漁業の名称	漁業の時期		第5種共同漁業	やまめ漁業	1月1日から	12月31日まで	いwana漁業	1月1日から	12月31日まで
	漁業の種類	漁業の名称	漁業の時期											
	第5種共同漁業	やまめ漁業	1月1日から	12月31日まで										
いwana漁業		1月1日から	12月31日まで											
2 漁場の位置 白山市地先														
3 漁場の区域 次の基点第54号・アの直線から上流の直海谷川本流及び支流の区域。ただし、基点第56号・イの直線から上流の区域を除く。 基点第54号 白山市河内町吹上イの部127番地(吹上えん堤下流100メートル左岸)に設置した標柱 ア 基点第54号から66度30分の線と対岸との交差点 基点第56号 白山市河内町板尾ヨの部1番の2地(小板尾谷治山えん堤左岸)に設置した標柱 イ 基点第56号から277度00分の線と対岸との交差点														
関係地区	白山市（合併前の石川郡河内村に限る。）													
存続期間	平成25年1月1日から平成34年12月31日まで													

公示番号	内 共 第 7 号													
免 許 の 内 容 た る べ き 事 項	1 漁業の種類、漁業の名称及び漁業の時期													
	<table border="1"> <thead> <tr> <th>漁業の種類</th> <th>漁業の名称</th> <th colspan="2">漁業の時期</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">第5種共同漁業</td> <td>やまめ漁業</td> <td>1月1日から</td> <td>12月31日まで</td> </tr> <tr> <td>いwana漁業</td> <td>1月1日から</td> <td>12月31日まで</td> </tr> </tbody> </table>			漁業の種類	漁業の名称	漁業の時期		第5種共同漁業	やまめ漁業	1月1日から	12月31日まで	いwana漁業	1月1日から	12月31日まで
	漁業の種類	漁業の名称	漁業の時期											
	第5種共同漁業	やまめ漁業	1月1日から	12月31日まで										
いwana漁業		1月1日から	12月31日まで											
2 漁場の位置 白山市地先														
3 漁場の区域 次の基点第59号・アの直線と瀬波川とヒノキ谷川との合流点の間の瀬波川本流及び支流の区域。ただし、瀬波川と黒谷川合流点から上流部の支流（黒谷川を除く。）を除く。 基点第59号 白山市市原カの部15の3番地に設置した標柱 ア 基点第59号から0度00分の線と対岸との交差点														
関係地区	白山市（合併前の石川郡吉野谷村及び尾口村に限る）													
存続期間	平成25年1月1日から平成34年12月31日まで													

公示番号	内 共 第 8 号													
た 免 許 の 内 容 事 項	1 漁業の種類、漁業の名称及び漁業の時期													
	<table border="1"> <thead> <tr> <th>漁業の種類</th> <th>漁業の名称</th> <th colspan="2">漁業の時期</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">第5種共同漁業</td> <td>やまめ漁業</td> <td>1月1日から</td> <td>12月31日まで</td> </tr> <tr> <td>いwana漁業</td> <td>1月1日から</td> <td>12月31日まで</td> </tr> </tbody> </table>			漁業の種類	漁業の名称	漁業の時期		第5種共同漁業	やまめ漁業	1月1日から	12月31日まで	いwana漁業	1月1日から	12月31日まで
	漁業の種類	漁業の名称	漁業の時期											
	第5種共同漁業	やまめ漁業	1月1日から	12月31日まで										
いwana漁業		1月1日から	12月31日まで											
2 漁場の位置 白山市														

免許の内容たるべき事項	<p>3 漁場の区域</p> <p>次の基点第60号・アの直線から上流の尾添川本流及び支流の区域。ただし基点第62号・イの直線から上流、尾添川支流目附谷川の紅滝から上流、尾添支流雄谷川の二重滝から上流、基点第63号・ウの直線から上流及び尾添川支流丸石谷川の百四丈滝から上流の区域を除く。</p> <p>基点第60号 白山市瀬戸子部9の1番地（尾添川左岸）に設置した標柱</p> <p>ア 基点第60号から25度00分の線と対岸との交差点</p> <p>基点第62号 白山市荒谷口部5の16番地（荒谷川とマツガ平谷川との合流点）に設置した標柱</p> <p>イ 基点第62号から90度00分の線と対岸との交差点</p> <p>基点第63号 白山市尾添マ部4の2番地（中ノ川左岸）に設置した標柱</p> <p>ウ 基点第63号から10度00分の線と対岸との交差点</p>
関係地区	白山市（合併前の石川郡尾口村及び吉野谷村に限る）
存続期間	平成25年1月1日から平成34年12月31日まで

公示番号	内 共 第 9 号													
免許の内容たるべき事項	<p>1 漁業の種類、漁業の名称及び漁業の時期</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>漁業の種類</th> <th>漁業の名称</th> <th colspan="2">漁業の時期</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">第5種共同漁業</td> <td>やまめ漁業</td> <td>1月1日から</td> <td>12月31日まで</td> </tr> <tr> <td>いわな漁業</td> <td>1月1日から</td> <td>12月31日まで</td> </tr> </tbody> </table> <p>2 漁場の位置 白山市地先</p> <p>3 漁場の区域</p> <p>次の基点第64号・アの直線から上流の御坊谷川の本流及び支流の区域</p> <p>基点第64号 白山市鴛ヶ谷レ部32番地（御坊谷川とコロ谷川合流点の御坊川左岸）に設置した標柱</p> <p>ア 基点第64号から79度00分の線と対岸との交差点</p>			漁業の種類	漁業の名称	漁業の時期		第5種共同漁業	やまめ漁業	1月1日から	12月31日まで	いわな漁業	1月1日から	12月31日まで
漁業の種類	漁業の名称	漁業の時期												
第5種共同漁業	やまめ漁業	1月1日から	12月31日まで											
	いわな漁業	1月1日から	12月31日まで											
関係地区	白山市（合併前の石川郡尾口村及び吉野谷村に限る）													
存続期間	平成25年1月1日から平成34年12月31日まで													

公示番号	内 共 第 10 号													
事 免許の内容たるべき事項	<p>1 漁業の種類、漁業の名称及び漁業の時期</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>漁業の種類</th> <th>漁業の名称</th> <th colspan="2">漁業の時期</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">第5種共同漁業</td> <td>やまめ漁業</td> <td>1月1日から</td> <td>12月31日まで</td> </tr> <tr> <td>いわな漁業</td> <td>1月1日から</td> <td>12月31日まで</td> </tr> </tbody> </table> <p>2 漁場の位置 小松市地先</p> <p>3 漁場の区域</p> <p>次の基点第16号・アの直線から上流の大日川本流及び支流の区域</p> <p>基点第16号 小松市小原町壬之部39番地（大日川左岸）に設置した標柱</p> <p>ア 基点第16号から23度00分の線と対岸との交差点</p>			漁業の種類	漁業の名称	漁業の時期		第5種共同漁業	やまめ漁業	1月1日から	12月31日まで	いわな漁業	1月1日から	12月31日まで
漁業の種類	漁業の名称	漁業の時期												
第5種共同漁業	やまめ漁業	1月1日から	12月31日まで											
	いわな漁業	1月1日から	12月31日まで											
関係地区	小松市													
存続期間	平成25年1月1日から平成34年12月31日まで													

公示番号	内 共 第 1 1 号		
免許の内容たるべき事項	1 漁業の種類、漁業の名称及び漁業の時期		
	漁業の種類	漁業の名称	漁業の時期
免許の内容たるべき事項	第5種共同漁業	やまめ漁業	1月1日から 12月31日まで
		いwana漁業	1月1日から 12月31日まで
免許の内容たるべき事項	2 漁場の位置 白山市地先		
免許の内容たるべき事項	3 漁場の区域 次の基点第65号と基点第66号とを結んだ直線から上流の下田原川の本流及び支流の区域 基点第65号 白山市鴫ヶ谷ヨ部8番2（下田原川左岸）に設置した標柱 基点第66号 白山市鴫ヶ谷カ部13番1（下田原川右岸）に設置した標柱		
制限又は条件	手取川ダムを構築した目的を達するための必要な行為に対しては、これを拒んではならない。		
関係地区	白山市（合併前の石川郡白峰村及び尾口村に限る）		
存続期間	平成25年1月1日から平成34年12月31日まで		

公示番号	内 共 第 1 2 号		
免許の内容たるべき事項	1 漁業の種類、漁業の名称及び漁業の時期		
	漁業の種類	漁業の名称	漁業の時期
免許の内容たるべき事項	第5種共同漁業	やまめ漁業	1月1日から 12月31日まで
		いwana漁業	1月1日から 12月31日まで
免許の内容たるべき事項	2 漁場の位置 白山市地先		
免許の内容たるべき事項	3 漁場の区域 次の基点第67号と基点第68号とを結んだ直線から上流の赤谷川の本流及び支流の区域 基点第67号 白山市桑島5号17番2（赤谷川左岸）に設置した標柱 基点第68号 白山市桑島4号4番7（赤谷川右岸）に設置した標柱		
制限又は条件	手取川ダムを構築した目的を達するための必要な行為に対しては、これを拒んではならない。		
関係地区	白山市（合併前の石川郡白峰村に限る）		
存続期間	平成25年1月1日から平成34年12月31日まで		

公示番号	内 共 第 1 3 号		
免許の内容たるべき事項	1 漁業の種類、漁業の名称及び漁業の時期		
	漁業の種類	漁業の名称	漁業の時期
免許の内容たるべき事項	第5種共同漁業	やまめ漁業	1月1日から 12月31日まで
		いwana漁業	1月1日から 12月31日まで

るべき事項 免許の内容 た	<p>2 漁場の位置 白山市地先</p> <p>3 漁場の区域 次の基点第69号と基点第70号とを結んだ直線から上流の手取川の本流及び支流の区域 基点第69号 白山市桑島4号32番4（手取川左岸）に設置した標柱 基点第70号 白山市桑島6号14番12（手取川右岸）に設置した標柱</p>
制限又は条件	手取川ダムを構築した目的を達するための必要な行為に対しては、これを拒んではならない。
関係地区	白山市（合併前の石川郡白峰村に限る）
存続期間	平成25年1月1日から平成34年12月31日まで

公示番号	内 共 第 1 4 号														
事 免 項 許 の 内 容 たる べき	1 漁業の種類、漁業の名称及び漁業の時期	<table border="1"> <thead> <tr> <th>漁業の種類</th> <th>漁業の名称</th> <th colspan="2">漁業の時期</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">第5種共同漁業</td> <td>やまめ漁業</td> <td>1月1日から</td> <td>12月31日まで</td> </tr> <tr> <td>いわな漁業</td> <td>1月1日から</td> <td>12月31日まで</td> </tr> </tbody> </table>			漁業の種類	漁業の名称	漁業の時期		第5種共同漁業	やまめ漁業	1月1日から	12月31日まで	いわな漁業	1月1日から	12月31日まで
	漁業の種類	漁業の名称	漁業の時期												
第5種共同漁業	やまめ漁業	1月1日から	12月31日まで												
	いわな漁業	1月1日から	12月31日まで												
	<p>2 漁場の位置 白山市地先</p> <p>3 漁場の区域 次の基点第71号と基点第72号とを結んだ直線から上流の大嵐谷川の本流及び支流の区域 基点第71号 白山市桑島8号2番6（大嵐谷川左岸）に設置した標柱 基点第72号 白山市桑島8号1番2（大嵐谷川右岸）に設置した標柱</p>														
制限又は条件	手取川ダムを構築した目的を達するための必要な行為に対しては、これを拒んではならない。														
関係地区	白山市（合併前の石川郡白峰村に限る）														
存続期間	平成25年1月1日から平成34年12月31日まで														

公示番号	内 共 第 1 5 号														
事 免 項 許 の 内 容 たる べき	1 漁業の種類、漁業の名称及び漁業の時期	<table border="1"> <thead> <tr> <th>漁業の種類</th> <th>漁業の名称</th> <th colspan="2">漁業の時期</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">第5種共同漁業</td> <td>やまめ漁業</td> <td>1月1日から</td> <td>12月31日まで</td> </tr> <tr> <td>いわな漁業</td> <td>1月1日から</td> <td>12月31日まで</td> </tr> </tbody> </table>			漁業の種類	漁業の名称	漁業の時期		第5種共同漁業	やまめ漁業	1月1日から	12月31日まで	いわな漁業	1月1日から	12月31日まで
	漁業の種類	漁業の名称	漁業の時期												
第5種共同漁業	やまめ漁業	1月1日から	12月31日まで												
	いわな漁業	1月1日から	12月31日まで												
	<p>2 漁場の位置 白山市地先</p> <p>3 漁場の区域 次の基点第73号と基点第74号とを結んだ直線から上流の小嵐谷川の本流及び支流の区域 基点第73号 白山市桑島6号39番2（小嵐谷川左岸）に設置した標柱 基点第74号 白山市桑島6号2番24（小嵐谷川右岸）に設置した標柱</p>														
制限又は条件	手取川ダムを構築した目的を達するための必要な行為に対しては、これを拒んではならない。														
関係地区	白山市（合併前の石川郡白峰村に限る）														
存続期間	免許の日から平成34年12月31日まで														

公示番号	内 共 第 16 号													
免許の内容たるべき事項	1 漁業の種類、漁業の名称及び漁業の時期													
	<table border="1"> <thead> <tr> <th>漁業の種類</th> <th>漁業の名称</th> <th>漁業の時期</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="4">第5種共同漁業</td> <td>あゆ漁業</td> <td>4月1日から 翌年2月末日まで</td> </tr> <tr> <td>やまめ漁業 (さくらます)</td> <td>1月1日から 12月31日まで</td> </tr> <tr> <td>いわな漁業</td> <td>1月1日から 12月31日まで</td> </tr> <tr> <td>かじか漁業</td> <td>1月1日から 12月31日まで</td> </tr> </tbody> </table>		漁業の種類	漁業の名称	漁業の時期	第5種共同漁業	あゆ漁業	4月1日から 翌年2月末日まで	やまめ漁業 (さくらます)	1月1日から 12月31日まで	いわな漁業	1月1日から 12月31日まで	かじか漁業	1月1日から 12月31日まで
	漁業の種類	漁業の名称	漁業の時期											
	第5種共同漁業	あゆ漁業	4月1日から 翌年2月末日まで											
		やまめ漁業 (さくらます)	1月1日から 12月31日まで											
いわな漁業		1月1日から 12月31日まで												
かじか漁業		1月1日から 12月31日まで												
2 漁場の位置 金沢市地先														
3 漁場の区域 次の基点第17号・ア、基点第18号・イの両直線間の犀川本流の区域並びに基点第19号・ウ、基点第20号・エの両直線間の犀川本流の区域及び内川の全部の区域。ただし、内川については、犀川浄水場取水口えん堤（金沢市小原町地内）の下流端の線から堂大橋（金沢市堂町地内）の上流端の線までの区域を除く。 基点第17号 金沢市普正寺町6の66番地（犀川橋右岸）に設置した標柱 ア 基点第17号から188度15分の線と対岸との交差点 基点第18号 金沢市片町2丁目32番10号（犀川右岸）に設置した標柱 イ 基点第18号から231度00分の線と対岸との交差点 基点第19号 金沢市十三間町77番地（犀川大橋上流右端から98メートル）に設置した標柱 ウ 基点第19号から241度00分の線と対岸との交差点 基点第20号 金沢市寺津町丙の42番地（犀川寺津えん堤右岸）に設置した標柱 エ 基点第20号から228度00分の線と対岸との交差点														
関係地区	金沢市													
存続期間	平成25年1月1日から平成34年12月31日まで													

公示番号	内 共 第 17 号													
免許の内容たるべき事項	1 漁業の種類、漁業の名称及び漁業の時期													
	<table border="1"> <thead> <tr> <th>漁業の種類</th> <th>漁業の名称</th> <th>漁業の時期</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="4">第5種共同漁業</td> <td>あゆ漁業</td> <td>4月1日から 翌年2月末日まで</td> </tr> <tr> <td>やまめ漁業 (さくらます)</td> <td>1月1日から 12月31日まで</td> </tr> <tr> <td>いわな漁業</td> <td>1月1日から 12月31日まで</td> </tr> <tr> <td>かじか漁業</td> <td>1月1日から 12月31日まで</td> </tr> </tbody> </table>		漁業の種類	漁業の名称	漁業の時期	第5種共同漁業	あゆ漁業	4月1日から 翌年2月末日まで	やまめ漁業 (さくらます)	1月1日から 12月31日まで	いわな漁業	1月1日から 12月31日まで	かじか漁業	1月1日から 12月31日まで
	漁業の種類	漁業の名称	漁業の時期											
	第5種共同漁業	あゆ漁業	4月1日から 翌年2月末日まで											
		やまめ漁業 (さくらます)	1月1日から 12月31日まで											
いわな漁業		1月1日から 12月31日まで												
かじか漁業		1月1日から 12月31日まで												
2 漁場の位置 金沢市地先														
3 漁場の区域 次の基点第22号・アの直線から上流の浅野川本流及び白見谷川の全部の区域 基点第22号 金沢市淵上町172番地（浅野川中島橋右岸）に設置した標柱 ア 基点第22号から220度00分の線と対岸との交差点														
関係地区	金沢市													
存続期間	平成25年1月1日から平成34年12月31日まで													

公示番号	内 共 第 18 号		
免許の内容たるべき事項	1 漁業の種類、漁業の名称及び漁業の時期		
	漁業の種類	漁業の名称	漁業の時期
	第5種共同漁業	あゆ漁業	4月1日から 翌年2月末日まで
		やまめ漁業 (さくらます)	1月1日から 12月31日まで
	2 漁場の位置 金沢市地先		
	3 漁場の区域 次の基点第30号・ア、基点第45号・イの両直線間の森下川本流の区域 基点第30号 金沢市才田町口の255番地（森下川才田用水水門右岸）に設置した標柱 ア 基点第30号から272度07分の線と対岸との交差点 基点第45号 金沢市二俣町マ24番地（森下川二俣発電用えん堤左岸）に設置した標柱 イ 基点第45号から91度00分の線と対岸との交差点		
関係地区	金沢市		
存続期間	平成25年1月1日から平成34年12月31日まで		

公示番号	内 共 第 19 号		
免許の内容たるべき事項	1 漁業の種類、漁業の名称及び漁業の時期		
	漁業の種類	漁業の名称	漁業の時期
	第5種共同漁業	あゆ漁業	4月1日から 翌年2月末日まで
		やまめ漁業 (さくらます)	1月1日から 12月31日まで
いわな漁業		1月1日から 12月31日まで	
	2 漁場の位置 羽咋郡宝達志水町、かほく市及び河北郡津幡町地先		
	3 漁場の区域 次の基点第46号の1と基点第46号の2とを結んだ直線から上流の大海川本流の区域並びに 野寺川、一の又川、木の窪川及び瓜生川の区域 基点第46号の1 大海川海浜橋下流右端から下流200メートルに設置した標柱 基点第46号の2 大海川海浜橋下流左端から下流200メートルに設置した標柱		
関係地区	羽咋郡宝達志水町（合併前の羽咋郡押水町に限る）、かほく市（合併前の河北郡高松町に限る）及び河北郡津幡町		
存続期間	平成25年1月1日から平成34年12月31日まで		

公示番号	内 共 第 20 号		
免許の内容たるべき事項	1 漁業の種類、漁業の名称及び漁業の時期		
	漁業の種類	漁業の名称	漁業の時期
	第5種共同漁業	ふな漁業	1月1日から 12月31日まで

免許の内容たるべき事項	<p>2 漁場の位置 羽咋市地先</p> <p>3 漁場の区域 次の基点第34号・アの直線から上流の羽咋川本流の区域並びに基点第35号・イ、基点第36号・ウ、基点第37号・エ及び基点第38号・オの4直線間の邑知潟の区域</p> <p>基点第34号 羽咋市（羽咋川河口右岸）に設置した標柱 ア 基点第34号から194度15分の線と対岸との交差点</p> <p>基点第35号 羽咋市吉崎町子の部56番地（吉崎川左岸）に設置した標柱 イ 基点第35号から42度30分の線と対岸との交差点</p> <p>基点第36号 羽咋市入合地（本江町、堀替新町及び菱分町）領地先7の2番地（飯山川左岸）に設置した標柱 ウ 基点第36号から55度00分の線と対岸との交差点</p> <p>基点第37号 羽咋市金丸出町ホの部116番地（締切り堤防左岸）に設置した標柱 エ 基点第37号から117度00分の線と対岸との交差点</p> <p>基点第38号 羽咋市千路町乙の部1番地に設置した標柱 オ 基点第38号から64度30分の線と対岸との交差点</p>
関係地区	羽咋市
存続期間	平成25年1月1日から平成34年12月31日まで

公示番号	内 共 第 2 1 号												
免許の内容たるべき事項	<p>1 漁業の種類、漁業の名称及び漁業の時期</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>漁業の種類</th> <th>漁業の名称</th> <th colspan="2">漁業の時期</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">第5種共同漁業</td> <td>こい漁業</td> <td>1月1日から</td> <td>12月31日まで</td> </tr> <tr> <td>わかさぎ漁業</td> <td>1月1日から</td> <td>12月31日まで</td> </tr> </tbody> </table> <p>2 漁場の位置 七尾市赤浦町及び松百町地先</p> <p>3 漁場の区域 次の基点第39号・アの直線から上流の赤浦潟の区域並びに赤浦川及び雨浦川の全部の区域</p> <p>基点第39号 七尾市松百町52番地（赤浦潟水門左岸）に設置した標柱 ア 基点第39号から109度17分の線と対岸との交差点</p>		漁業の種類	漁業の名称	漁業の時期		第5種共同漁業	こい漁業	1月1日から	12月31日まで	わかさぎ漁業	1月1日から	12月31日まで
漁業の種類	漁業の名称	漁業の時期											
第5種共同漁業	こい漁業	1月1日から	12月31日まで										
	わかさぎ漁業	1月1日から	12月31日まで										
関係地区	七尾市												
存続期間	平成25年1月1日から平成34年12月31日まで												

公示番号	内 共 第 2 2 号									
免許の内容たるべき事項	<p>1 漁業の種類、漁業の名称及び漁業の時期</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>漁業の種類</th> <th>漁業の名称</th> <th colspan="2">漁業の時期</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>第5種共同漁業</td> <td>あゆ漁業</td> <td>4月1日から</td> <td>翌年2月末日まで</td> </tr> </tbody> </table> <p>2 漁場の位置 輪島市地先</p>		漁業の種類	漁業の名称	漁業の時期		第5種共同漁業	あゆ漁業	4月1日から	翌年2月末日まで
漁業の種類	漁業の名称	漁業の時期								
第5種共同漁業	あゆ漁業	4月1日から	翌年2月末日まで							

べき事項の内容たる	<p>3 漁場の区域</p> <p>次の基点第48号・ア、古坊橋（輪島市三井町地内）の下流端の線の両直線間の河原田川本流の区域、基点第50号・イの直線から下流の鳳至川本流の区域及び江の口橋（輪島市三井町地内）の下流端の線から下流の仁行川本流の区域</p> <p>基点第48号 輪島市河井町24部55番地（河原田川新橋下流右端）に設置した標柱 ア 基点第48号から219度00分の線と対岸との交差点</p> <p>基点第50号 輪島市二俣町17字26の1（鳳至川二俣えん堤左岸）に設置した標柱 イ 基点第50号から208度00分の線と対岸との交差点</p>
関係地区	輪島市
存続期間	平成25年1月1日から平成34年12月31日まで

公示番号	内 共 第 2 3 号										
べき事項の内容たる	<p>1 漁業の種類、漁業の名称及び漁業の時期</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>漁業の種類</th> <th>漁業の名称</th> <th>漁業の時期</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="3">第5種共同漁業</td> <td>あ ゆ 漁業</td> <td>4月1日から 翌年2月末日まで</td> </tr> <tr> <td>こ い 漁業</td> <td>1月1日から 12月31日まで</td> </tr> <tr> <td>か じ か 漁業</td> <td>1月1日から 12月31日まで</td> </tr> </tbody> </table> <p>2 漁場の位置 輪島市及び鳳珠郡能登町地先</p> <p>3 漁場の区域</p> <p>次の基点第79号・ア、基点第80号・イの両直線間の町野川本流の区域、鈴屋川に設置されたえん堤（輪島市町野町寺山17字26番地）の下流端の線から下流の町野川支流鈴屋川の区域、鈴屋川支流牛尾川の全部の区域及び基点第82号・ウの直線から下流の町野川支流上町川の区域</p> <p>基点第79号 輪島市町野町字大川12字袖川原36の11番地（天神橋左岸上流端）に設置した標柱 ア 基点第79号から40度00分の線と対岸との交差点</p> <p>基点第80号 鳳珠郡能登町字五十里コ部22番地（五十里ダム右岸下流端）に設置した標柱 イ 基点第80号から28度00分の線と対岸との交差点</p> <p>基点第82号 鳳珠郡能登町字天坂乙2字22番地（上町川と寺分川との合流点左岸）に設置した標柱 ウ 基点第82号から225度00分の線と対岸との交差点</p>	漁業の種類	漁業の名称	漁業の時期	第5種共同漁業	あ ゆ 漁業	4月1日から 翌年2月末日まで	こ い 漁業	1月1日から 12月31日まで	か じ か 漁業	1月1日から 12月31日まで
漁業の種類	漁業の名称	漁業の時期									
第5種共同漁業	あ ゆ 漁業	4月1日から 翌年2月末日まで									
	こ い 漁業	1月1日から 12月31日まで									
	か じ か 漁業	1月1日から 12月31日まで									
関係地区	輪島市及び鳳珠郡能登町（合併前の鳳至郡柳田村に限る）										
存続期間	平成25年1月1日から平成34年12月31日まで										

公示番号	内 共 第 2 4 号		
免許の内容たるべき事項	1 漁業の種類、漁業の名称及び漁業の時期		
	漁業の種類	漁業の名称	漁業の時期
	第5種共同漁業	あ ゆ 漁業	4月 1日から 翌年 2月末日まで
やまめ 漁業 (さくらます)		1月 1日から 12月31日まで	
2 漁場の位置	白山市、能美郡川北町及び能美市地先		
3 漁場の区域	次の基点第93号の1と基点第93号の2とを結ぶ直線から、基点第12号の1と基点第12号の2とを結ぶ直線の間の手取川本流の区域		
基点第12号の1	能美郡川北町地内川北大橋下流端手取川右岸に設置した標柱		
基点第12号の2	能美市三ッ口町地内川北大橋下流端手取川左岸に設置した標柱		
基点第93号の1	白山市美川南町地内北陸本線手取川橋梁下流端手取川右岸に設置した標柱		
基点第93号の2	白山市湊町地内北陸本線手取川橋梁下流端手取川左岸に設置した標柱		
関係地区	白山市（合併前の石川郡美川町に限る）、能美郡川北町及び能美市		
存続期間	平成28年6月1日から平成34年12月31日まで		

公示番号	内 区 第 1 号						
き 免 事 許 項 の 内 容 た る べ	<p>1 漁業の種類、漁業の名称及び漁業の時期</p> <table border="1" data-bbox="395 439 1477 528"> <thead> <tr> <th data-bbox="395 439 700 483">漁業の種類</th> <th data-bbox="700 439 959 483">漁業の名称</th> <th data-bbox="959 439 1477 483">漁業の時期</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="395 483 700 528">第2種区画漁業</td> <td data-bbox="700 483 959 528">うなぎ養殖業</td> <td data-bbox="959 483 1477 528">1月1日から12月31日まで</td> </tr> </tbody> </table> <p>2 漁場の位置 七尾市地先</p> <p>3 漁場の区域 大津潟の区域</p>	漁業の種類	漁業の名称	漁業の時期	第2種区画漁業	うなぎ養殖業	1月1日から12月31日まで
漁業の種類	漁業の名称	漁業の時期					
第2種区画漁業	うなぎ養殖業	1月1日から12月31日まで					
地元地区	七尾市大津町						
存続期間	平成30年1月1日から平成34年12月31日まで						